## 《保育の必要量について》

保育の必要性により、2号認定もしくは3号認定と認定を受けた場合は、保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。

保育標準時間 ・・・ 月120時間以上の就労の場合等に認定されます。

保育短時間 ・・・ 月120時間未満の就労の場合等に認定されます。

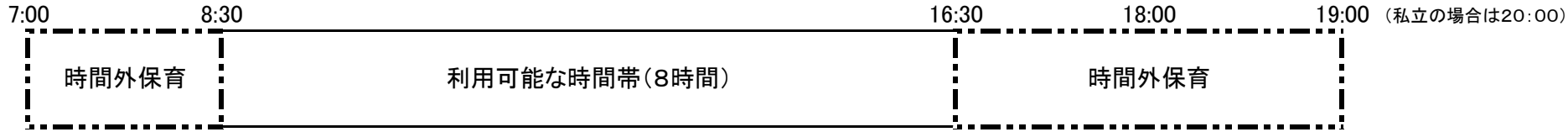


**それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が現状で必要とする時間での施設利用となります。**

【産明け保育】

生後57日から6ヶ月未満児をお預かりする産休明け保育をおこなっております。

実施園は、公立2園　　八街保育園 ・ 朝陽保育園

　　私立3園　　生活クラブ風の村保育園八街 ・ 八街かいたく保育園 ・ 明徳やちまたこども園

月齢が低いため、通常の保育時間とは異なります。

平日 ・・・・・ 午前8時 ～ 午後5時
土曜日 ・・・ 午前8時 ～ 午後1時

万全を期してお預かりいたしますが、産休明けの特殊性及び安全確保のため、保育園から連絡があった場合は、至急にお迎えに来ていただく等ご協力をお願いいたします。